

4 賃 金

賃金とは

賃金とは、給料はもとより、各種の手当、賞与、退職金など、名称のいかんを問わず、労働契約の継続中に労働の対価として、使用者が支払うすべてのものをいいます。

[賃金支払いの5原則]

原 則	例 外
1.通貨払い 現金で支払わなければならない	賃金の支払いは、現金払いが原則ですが、労働者の同意があれば、賃金の口座振込み、退職金の銀行振出自己宛小切手などによる支払いが認められます。また、労使協定を締結し、個々の労働者が同意した場合には、賃金のデジタル払いも可能となりました。
2.直接払い 本人に直接支払わなければならない	本人が病気などで受け取れない場合には、配偶者などの「使者」に支払うことが認められます。
3.全額払い 全額を支払わなければならない	税金や社会保険料などや、労使協定により定められた福利厚生費、社内貯金などは控除できます。
4.毎月1回以上支払い 毎月1回以上支払わなければならない	臨時に支払われる賃金や賞与その他これに準ずるもので法令に定めるものは除かれます。
5.一定期日支払い 「給料日」は特定しなければならない	賃金の支払日が休日の場合、就業規則などによって、その前後の日いずれかを支払日とすることができます。

最低賃金

最低賃金法によって、使用者が支払わなければならない賃金の最低額が定められています。最低賃金には、すべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」があり、毎年、都道府県ごとに決められています。両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。

ふくおか「働き方改革」推進企業の取り組み



退職金・賞与

退職金や賞与は、法律上強制されていないので、必ず支給されるものではありませんが、就業規則（退職金規程）や労働契約書などで支給が義務づけられている場合は、賃金であるといえます。

割増賃金

使用者は、以下の場合、法律上割増賃金の支払いが義務づけられています。

- ① 時間外労働…法定労働時間を超える時間外労働には、25%以上（限度時間を超えた場合は25%を超える率とするよう努めること。）
※1か月に60時間を超えた場合は50%以上の割増賃金
- ② 休 日 労 働…法定休日に労働した場合には、35%以上の割増賃金
- ③ 深 夜 労 働…午後10時から午前5時までの時間帯の労働は、25%以上の割増賃金

休業手当

使用者の責任（天災などの不可抗力を除き、使用者側に起因する経営、管理上の障害などを含む）で労働者を休業させた場合には、使用者は、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。

未払賃金の立替払制度

会社が倒産して一定の期間内に退職した労働者に対して、賃金や退職金の未払いがあった場合、その一部を独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって立替払してくれる制度です。要件等、詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

未払賃金立替払制度 検 索

賃金の未払い・未払賃金立替払制度等に関するお問い合わせ・ご相談

P.52 MAP D-1	福岡労働局労働基準部監督課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4862
P.54 MAP H-1	福岡中央労働基準監督署 中央区長浜2-1-1	TEL 761-5607
P.51 MAP A-1	福岡東労働基準監督署 東区香椎浜1-3-26	TEL 661-3770

